

# 経済産業省

平成23年5月30日

中部電力株式会社 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
再生可能エネルギー推進室

## 太陽光発電の余剰電力買取制度に係る3か月ルール弾力的運用について

太陽光発電の余剰電力買取制度の各年度の買取単価の適用については、各年度末までに申込みがあり、かつ、翌年度の6月30日までに受給開始することを条件としている（以下「3か月ルール」という）。この度の東日本大震災の影響により住宅建設のための資材が不足している等の状況に鑑み、太陽光発電の余剰電力買取制度に係る3か月ルールについて、下記のとおり弾力的な運用をお願いしたい。

### 記

#### 1. 弾力的運用の要件及び適用範囲

##### (1) 要件

平成23年3月31日までに、太陽光発電の余剰電力買取制度に伴う電力受給契約の申込みを行った者についての買取単価は、平成23年6月30日までに受給を開始したか否かにかかわらず、平成24年3月31日までに受給を開始した場合は、平成22年度までの買取単価を適用することとする。

##### (2) 適用範囲

住宅建設のための資材調達の遅延等は、全国規模で生じているため、被災地に限らず、全国に適用する。

#### 2. 当該運用の広報

当庁より太陽光発電協会を介してパネルメーカー・ハウスメーカー等へ連絡するとともに、買取制度ポータルサイトにQA等を追加するなどにより、本取扱いを周知していく。なお、各電力会社においても、本内容に沿った対応及びお客様への周知をお願いしたい。

#### 3. お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室 黒部、木村

03-3501-1511（内線4455～4458）

Mailto:re-toiawase@meti.go.jp